

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N588
2020・2・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

皇位継承に際して行われた一連の儀式・行事に関する憲法上の問題点について……河合正雄
仙台高裁秋田支部判決 秋田弁護士殺害事件国家賠償訴訟……………吉岡和弘

シリーズ 誰のためのオリンピック?③

明治公園野宿者排除国賠訴訟—2020東京オリンピック・パラリンピックで奪われたもの…戸館圭之

ロースクールの実情と法曹養成

私と法科大学院……………脇山美春

シリーズ 憲法を知るための12冊 今村嗣夫著 『マイノリティの人権を護る』……………北村 栄

—靖国訴訟・指紋押なつ拒否訴訟・BC級戦犯者訴訟を中心として

安倍首相主催「桜を見る会」問題と背任罪での告発状提出……………上脇博之

法律家団体共同の取り組み

「桜を見る会」を追及する法律家の会が結成されました……………田村優介

【議長ひとくちトーク】シンクロニシティの謎～焦点を合わせると現れる不思議～……………北村 栄



モスクワの子ども

皇位継承に際して行われた一連の儀式・行事に関する 憲法上の問題点について

青森 河合 正雄

(弘前大学)

今回の皇位継承に際して行われた即位の礼や大嘗祭等(以下、「一連の儀式・行事」とする)について、憲法にてらして検討する。

第一

に、一連の儀式・行事の憲法と皇室典範上の根拠を確認する。

憲法は、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と定めるにとどめ(二条)、皇位継承に際して一連の儀式・行事を行うことは要請していない。天皇の国事行為の一つとして「儀式を行ふこと」を規定しているもの(七条一〇号)、国事行為は政治に関係のない形式的・儀礼的行為を指す^一。天皇に政治権力が集中したり、神格化された天皇が政治利用された明治憲法下の経験をふ

まえて日本国憲法が制定された経緯にてらせば、天皇を権威付ける効果をもたらしたり天皇の権威を利用する行為に対する厳格な統制は、憲法上の重要な課題である。よって、仮に一連の儀式・式典が皇位継承時の伝統として行われてきたとしても、それらを憲法七条一〇号によって認められる国事行為であると安易に根拠づけることには問題がある。天皇家の純然たる私的行為とは言えない、あるいはそのように位置付けない儀式・式典には、少なくとも法律上の根拠を要すると考えるべきである^二。

憲法が皇位継承のあり方を委ねた皇室典範は、皇位継承に際しては「即位の礼を行う」ことをのみを定めており(二四条)、旧皇室典範一〇・二一条上の「祖宗ノ神器ヲ承ク」こと及び「大嘗祭」を行

うことをあえて削除している^三。後述する第三の点ともあいまって、劍璽等承継の儀や大嘗祭を、純然たる私的行為として位置付けない形で行うことは問題がある。

第二

に、皇室典範二四条上の「即位の礼」に含まれるとされた儀式・行事に関して

も、憲法原理にてらして問題があるものが含まれていた。例えば、即位礼正殿の儀(二〇一九年一月二二日)では、前回に引き続き、天皇が高御座(たかみくら)から国民の代表である首相らを見下ろした状態で「お言葉」を発し、それを受けた首相は天皇を見上げる位置で「寿詞(よごと)」を述べ、その後万歳三唱した。現行憲法下の天皇は、政治的権能を有さない日本国と日本国民統合の象

徴にすぎない。国民と天皇との関係を主客転倒させるかのような構造のもとで行ったことは、「国民を主権者とする現憲法の趣旨に相応しくない」^四。

第三

に、政教分離原則の観点からも問題がある。例えば、大嘗祭は宗教色があるからこそ皇室典範から削除されている^五。前回に引き続き国事行為としては行わなかったものの、公的性格がある皇室行事であるという理由で、その費用を公費である宮廷費（皇室経済法五条）から支出した^六。天皇家と神道との間には密接な関係があるとしても、宗教色の強い儀式を公的な行事と位置付け公費支出することは、政教分離原則に抵触する疑いが強い^七。このような儀式・行事を行うのであれば、天皇家の純粹な私的行為として位置付けた上で、御手元金に相当する内廷費（皇室経済法四条）から支出するべきであった^八。

第四

に、一連の儀式・行事に多額の経費をかけた点も問題がある。今回の即位に伴う関連予算は、前回よりも増額している。仮に一連の儀式・行事を皇位継承に伴う伝統として行う必要があるとする立場に立つても、多額の経費をかけることも伝統であるかは疑わしい。日本国憲法は、天皇の権威付けや天皇の政治利用に対して厳

格な統制をかけることを主眼に置いている。政教分離原則に抵触しない儀式・式典であっても、可能な限り経費をかけない形で行うことが望ましく、公金支出を増額させたことは適切さを欠く。加えて、天皇の行為に対する民主的統制や国民の知る権利という観点からは、非公開のまま行われる儀式に対して公金を支出することは是非を問う視点も重要である^九。

このように、一連の儀式・行事には、様々な憲法上の問題が含まれている。とりわけ公金を支出したり国事行為として行う場合は、安易に前例を踏襲するのではなく、国民主権原理や政教分離原則を踏まえた上で、それぞれの儀式・行事が天皇の世襲（憲法二条）を維持する上で真に必要なものであるかという観点から検討する必要がある^{一〇}。

- 一 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第七版）』（岩波書店、二〇一九年）四七頁。
- 二 長谷川正安・清水睦・山内敏弘・江橋崇・横田耕一「天皇制と法」『昭和天皇制』の憲法学的総括」法時六一巻六号（一九八九年）三四頁（山内発言）。
- 三 横田耕一「皇室典範をめぐる諸問題」法時四八巻四号（一九七六年）四五頁。
- 四 大阪高判一九九五年三月九日行集四六巻二・三頁二五〇頁。
- 五 一九九〇年五月二四日参・内閣委三号二―三頁、工藤敦夫内閣法制局長官答弁。
- 六 二〇一九年三月二三日参・予算委八号七―八頁、西村泰彦宮内庁次長答弁。天皇の行為に関する学説及び実務につき、横田耕一「象徴天
- 皇制と『国体』の呪縛」法律時報編集部編『戦後日本憲法学七〇年の軌跡』（日本評論社、二〇一七年）六七―六九頁。
- 七 佐々木弘道「憲法七〇年と政教分離原則」法教四四〇号（二〇一七年）三〇・三四―三五頁。日本国憲法下における大嘗祭の公的性格の消失につき、土屋英雄「皇位の継承」大石・石川編『憲法の争点（有斐閣、二〇〇八年）四九頁。
- 八 秋篠宮記者会見発言（二〇一八年一月二二日）。
- 九 森英樹「改めて問う天皇制とは―二〇一九年天皇代替わりを前に」『青年法律家』号外（二〇一九年四月）九頁。

仙台高裁秋田支部判決 秋田弁護士殺害事件 国家賠償訴訟

宮城県 吉岡 和弘

一 事件の概要

二〇二〇年二月四日午前四時頃、津谷弁護士が受任した離婚事件の相手方だった男（当時六六歳）は、靴を履いたまま同弁護士宅のガラスを割り、実包が装てんされた拳銃と、解体した剪定ばさみ（刃体の長さ約二二cm）等を持って津谷弁護士との寝室に立入り、津谷弁護士に拳銃を突きつけ、「おまえを殺す」と叫び、別室に寝ていた妻は二〇番通報をしたうえ廊下に出て津谷弁護士と共に拳銃を持つ手を上に持ち上げて男と揉み合っていたところ、二〇番通報で津谷宅に到着した二人の警官は、あるうにか津谷弁護士を犯人と誤信し同弁護士を磔状態にし、その隙に、男は同弁護士の腹部と胸部を剪定ばさみで刺突し、同弁護士は心損傷に基づく左胸腔内出血で

死亡した。

二 秋田県警の対応等

翌二月五日、秋田県警刑事部長は、会見で「被害者を犯人と勘違いしたのはやむを得なかった」と述べたものの、県警本部長は、同日二五日「犯人との誤認や勘違いはない」と前言を撤回した。そして、後述する国賠訴訟では、同弁護士を犯人と誤信した事実や、同弁護士を磔状態にした事実を否認し、刺殺場面について、警官Aは「応接室から男が剪定ばさみをもつて飛び出してきたのでとつさに身を交わしたが自分の腹部が刺されたと思いい腹部に目をやったのでその後の場面は見えていない」、警官Bは「突進してくる男を後ずさりしながら後退したところ本箱に背中が当たり後ろを振り向いているうちに男は津谷弁護士とともに津谷弁

護士の寝室になだれ込んだので同弁護士の刺突場面は見えていない」などと弁明する有様だった。

三 刑事事件

二〇二二年七月四日、公判前整理手続が開始され、以降七回の同手続を経て、刑事事件の公判が開始されたが、同審理では、単に「男が津谷弁護士を剪定ばさみで刺突した」事実のみを公訴事実とし、秋田地裁は、同年二月九日、男に対し懲役三〇年の判決を言い渡した。男はこれを不服として控訴、検察側も量刑不当を理由に控訴した。

仙台高裁秋田支部は、二〇二二年九月二五日、「寝室で二回拳銃の引き金を引いた事実を訴因にしないまま認定したのは訴訟手続上法令違反である」とし、一審判決を破棄・差戻す判決を言い渡した。これに対しては検察が上告し、最高裁は二

切った通信指令室は、こうした基本的業務さえ履行することなく終始した結果、津谷弁護士を死に至らしめた。同事実経緯からして、本件は、むしろ、秋田県警全体の組織的過失と位置づけられるべき事案であった。この点、仙台高判平成三〇年四月二六日(大川小津波国賠事件。判時二三八七号三二頁)は、学校防災に携わる学校設置者、校長、教頭、市教委らに対し、いわゆる組織的過失(児童らの安全を守るため、平時から各持ち場で与えられた職務を遂行すべき義務の不履行)を認めたが、今後、警察に関する事案でも、現場に臨場した警察官(現場部局)のみならず、むしろ、彼らを指揮命令する通信指令室等(指揮・計画・立案部局)の過失を警察組織全体の過失と捉える構成をすることにより、事案の本質や実態に添う認定を引き出し得るのではないかと考えている。

六 謝礼

秋田弁護士会の会長を務め、現役の日弁連・消費者問題対策委員長であった津谷弁護士が二人も警察官が臨場する現場で死亡したことに私達弁護士は強い衝撃を受けた。

妻の良子さんは、事件の現場に居合わせ、目の前で夫を失った衝撃や苦しみを抱えながら事件発生前から九年間にわたり事件の真相を訴え続けてきた。そして、今般の最高裁決定を得て、「やっ

夫も納得してくれる判決を勝ち取れた」と安堵の表情で記者会見を行った。弁護団は「秋田県警が津谷弁護士の生命身体の安全を確保すべき義務を怠ったと判断した高裁判決を最高裁が維持したのは今後の警察活動のあり方に影響を与える極めて意義深い決定だ。全国の警察は最高裁決定を真摯に受け止めて、日々の警察活動に邁進してほしい。本決定は、消費者被害の予防と救済に邁進していた津谷弁護士が命を落とさずにすんだはずであったことをも意味し、それだけに津谷弁護士を失った悲しみと無念さは募るばかりだ」とのコメン

トを発表した。
本件では、全国から二三〇名もの弁護士が代理人に就任し裁判に臨んでくれた。また、六二〇名の方々から幾度となく多額のカンパを賜った。お陰で常任弁護団員(大阪・国府泰道、東京・清水勉、出口かおり、仙台・鈴木裕美、秋田・江野栄、近江直人、西野大輔、虻川高範、松本和人丸山紗代子、森田祐子、富田大)は一丸となって一四一回にのぼる弁護士会議を開催し奮闘できた。九年間にわたり、訴訟活動費用に悩まされることなくのびのびと活動できた前提には、皆さん方の心温まる励ましとカンパ提供によるものと心から篤くお礼を申し上げる次第である。ありがとうございました。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

シリーズ

誰のためのオリンピック？

③

明治公園野宿者排除国賠訴訟

2020東京オリンピック・パラリンピックで奪われたもの

東京 戸舘 圭之

一 明治公園国賠訴訟とは

本件は、二〇二〇年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「二〇二〇東京オリパラ」という)のメインスタジアムとされる新国立競技場の建設のために、都立明治公園の大きな部分が廃園された上、独立行政法人に無償で貸与され、長年にわたって公園で起居してきた野宿生活者らを仮処分手続で強制的に排除したことによる損害の賠償を求める裁判である。

原告は野宿生活者一名と支援する四団体(国立競技場周辺で暮らす野宿生活者を応援する有志、反五輪の会、渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合、山谷労働者福祉会館活動委員会)である。

被告は、本件で問題になっている国立競技場の設置・管理・運営の主体である独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)、東京都、国である。

原告らは、被告らを相手に損害賠償を求め、二〇一八年三月十三日に東京地方裁判所に提訴した(東京地裁民事一六部平成三〇年(ワ)第七九八四号)。

二 本件提訴に至る経緯

二〇一三年九月八日、ブエノスアイレスで開催

されたIOC総会で、東京が二〇二〇年大会の開催地に選ばれた。

新国立競技場は二〇一九ラグビーワールドカップと二〇二〇東京オリパラの両方で使うために、二〇一四年夏に旧国立競技場の解体を始め、二〇一五年秋には本体工事に着工し、二〇一九年に竣工することが予定されていた。新国立競技場建設に伴い、JSC本部建物と南に隣接する日本青年館を解体し、両者を一体化したビルを建設することも決まった。さらに南側地区、都営霞ヶ丘アパートも、観客の滞留空間とすることを理由に、取り壊されることになった。

野宿当事者である原告らに対して、JSCは、「生活に影響のある工事は事前に説明する」、「住んでいる間は工事はしない」という当然の人道的な措置を約束してきたし、「話し合いを行う」と述べてきた。

しかし、その後、ザハ案の白紙撤回を経て、その状況に変化が生じた(ザハ案の場合、二〇一五年一〇月着工を予定していた本体新設工事には仮設準備工事や準備工事の工程も含まれていたため、ザハ案の撤回により、従前示されていた工事予定は変更になった)。

二〇一六年一月二十七日早朝には、JSCは事前予告なく大量の警察官・警備員を動員して、明治公園三箇所出入り口の二箇所を封鎖を強行し

負傷者等も出る事態となった。

JSCは二〇一六年三月四日、東京地方裁判所に対して、土地明渡断行仮処分命令申立事件を、原告らを含む野宿生活者三名を債務者として申し立てた(東京地方裁判所平成二八年(ヨ)第七六二号)。

同年四月十五日(金曜日)、東京地方裁判所民事第九部は、前記申立てに対して、「債務者らは、債権者に対し、別紙物件目録記載の土地を仮に明け渡せ」という仮処分決定を行い、翌日一六日(土曜日)の早朝、本件仮処分決定に基づく執行が行われ、原告らは現実に明治公園から排除された。

三 野宿者排除の違法性

公園等の公共空間において起居せざるを得ない野宿者、ホームレス状態にある人々に対して、強制的な排除を行うことは、国際法上はもちろん、国内法においても禁止されている。

だからこそ、日本においても、公園等に居住する者に対して立ち退きを求める場合には、適切な代替措置の提供や実施についての調整等の説明、話し合いが行われることが法的に要請され、現実にも、行政等が行う場合はそのような手順を一心遵守している(もちろん、行政主体の中にはかかる手続を踏まずに違法な直接強制に出る場合もみ

られるが、そのような場合には司法によって違法性が認められ断罪されている。渋谷区立宮下公園において、渋谷区が直接強制により野宿者を排除した事案について東京地裁、東京高裁はかかる手続の違法性を認め、渋谷区に対して損害賠償を命じている。「宮下公園事件」東京地判二〇一五年三月二三日判例地方自治四〇一号五八頁、東京高判二〇一五年九月一七日により控訴棄却、確定。

野宿者の強制排除が問題となった事件は過去にもあるが、それらはいずれも行政権が主体となり、行政法上の規律の下に実施され争われたケースであり、本件のごとく民事保全法上の仮処分によつてなされたケースはない。

本件は、公園廃止を経た上での明け渡し断行仮処分であり、外形上は、私権に基づく占有権原のない者に対する請求ではあるが、公園内で起居する野宿者を強制的に排除するために土地明け渡し断行の仮処分という法的手段を用いることは、過去の事例においても前例がなく、本件仮処分はまさに前代未聞のケースであった。

さらに、本件仮処分は、執行官による執行行為が民事保全法、民事執行法上で定める手続を順守していたかについても疑問が多く、保全執行区域外の執行を行った違法や目的外動産の処分をした違法の可能性が指摘されている。

四 本件訴訟の意義

本件訴訟は、これまで幾度となく繰り返されてきた公園等をはじめとする公共空間からの野宿者を排除する国家権力側の動きに抗する闘いであると同時に二〇二〇東京オリパラ開催そのものの問題性を司法の場においても追及していくための訴訟でもある。

二〇二〇東京オリパラ開催については、招致の段階から現在に至るまで様々な問題が指摘されていたが、いよいよ開催時期が切迫している現時点では、オリンピック開催に向けたお祭りムードの中で、批判の声はかき消されがちである。

原告団、弁護士としては、公共空間における野宿者等の生きる権利、居住の場、コミュニティ形成の場としての存在意義などを訴えるとともに、二〇二〇東京オリパラ開催によつて奪われる、奪われた諸々の価値についても、可能な限り司法の場で明らかにしていきたいと考えている。

訴訟は、現在、第七回口頭弁論期日まで進んでおり、本年(二〇二〇年)中に証人尋問等が実施される予定である(弁護士団は、山本志都弁護士、吉田哲也弁護士、戸館圭之弁護士の三名)。

私と法科大学院

大阪 脇山 美春

昨今、ロースクール（法科大学院）制度はよろしくないとか、廃止だとか、そんな意見を耳にすることが多い。しかしながら、某法科大学院卒の私にとって法科大学院は通う価値のある場所だったし、通ってよかったという思いしかない。今回はそんな私の思いを書き連ねようと思う。

1 受験に必要な知力と、実務家で必要な根性を得た

私の場合、大学の時は判例よりも、興味のある学説について勉強していた。大学の成績はそういう勉強でも点が取れたので、学説が司法試験を受けるうえでマストな勉強だと思っていた。しかし法科大学院では、司法試

験を受けるうえでも、実務に出てからも、判例について詳しく学び、判例の考え方や判例をどう使うのが重要だとして、判例中心の授業が展開されていた。私は法科大学院に入らなければ、判例が大事だということにも気が付かず、司法試験にも落ち続けていたと思う。

また、法科大学院ではソクラテス・メソッドの授業が展開されていた。中にはめちゃくちゃ怖い教授もあり、当たったが最後、まともな回答ができるまで他の人に回答権を移してもらえないこともあった。授業のあと泣きそうになったこともあるし、毎週授業の前に胃痛で胃がキリキリしていたこともある。

でも、あの経験があった私にとって、期が上の先生であつても怖いと思った人はいない。

少々語気が荒くなるのも、議論するうえで仕方がないことだと思っている。間違うときは間違つても仕方がない。そのうえで徹底して議論するのは楽しいことだと思っている。

このように私は法科大学院で知識はもちろん、実務家として必要な「根性」を身に付けることができた。

2 大切な友達がたくさんできた

法科大学院で、司法試験に受かるであろう優秀な友達と一緒に勉強することができた。地裁レベルの裁判例から調べつくして解説してくれる友達、判例も学説も詳しく知っている友達、合格するにはこのレベルの答案が書ければいいということを分かっている友達など、私は法科大学院でいろんな友達に囲まれた。友達と一緒に楽しく、しかし切磋琢磨しながら勉強ができたので、自然と私も司法試験に「合格だけ」ならできる成績に達していた。大学院の友達がいなければ、私は試験には受かっていなかったと思う。

それだけではない。受からなかったらどうしよう、成績あがらないけどどうしよう、そういういった悩みを共にかかえ、弱音を吐きながら、励ましあいながら一緒に勉強した友達との

ロースクールの実情と 法曹養成

間には、一生続く友人関係を築くことができ
た。特に私のクラスは仲が良かったので、学校
の試験終わりの飲み会はもちろん、ハロウィン
パーティー・クリスマス会までやっていった。そん
な彼らとは今でも時々会って、あのときの辛
かった話や、今の仕事の話なんかをしている。
彼らとの友人関係という、一生の宝物を手に入
れることができたのである。

3 未修の方々の見聞に触れること ができた

法科大学院で未修の人と知り合うことがで
きた。彼らの中には裁判所書記官だった人も
いれば、医師資格を持っている人もいたし、海
外に留学してTOEICが満点、という
人もいた。法学部からまっすぐ法科大学院に
進学した私が見てきたのとは、全
く違う世界を見てきた人たちだっ
た。

彼らの意見や、ものの考え方は、生粋の法学部出身者とは一味
も二味もちがって、大変面白かつ
た。こういういろんな経験をした
人が、法曹になるのは面白いな、
と素直にそう思った。

4 自分とは違う気持ちで弁護士に なろうとする人たちと仲良く なれた

自分とは法曹を目指した動機も、なろうと
する法曹像もまったくちがう人と、たくさん
話をする機会があった。紛争が起こってから
それを解決するよりも、危機管理をしてトラ
ブルを未然に防ぐ業務をしたいと思ってい
る。法の解釈適用をやっていきたい人。判例
を作りたい人。大企業の合併などに携わりた
い人。めっちゃお金を稼ぎたい人。あくまで自
分と家族を養ううえで適切な仕事として弁護
士を選ぼうとしている人。いろんな人がいた。
いろんな人と話す中で、自分の思い描いて
いる法曹像は絶対のものではないと知ること
ができた。そして、自分の思い描いている法曹
像に向かって突き進んでいいのか、迷って考え
る時間をとることができた。彼らがいってくれ
たから、私はいろんな事務所のエクスターン・
インターンに申し込もうと思った。そして実
際に行ってみて、あ、これは違うな、とか、こ
の業務は面白いな、とかいろんな発見をする
ことができた。

法科大学院に入って迷う機会が与えられた

からこそ、自分の目指す法曹像がよりクリア
になった。私はこういう弁護士になりたいん
だ、という理想も自信を持って言えるように
なった。

5 結語

以上のように、私は法科大学院に通ってよ
かったと思っているし、法科大学院があつてよ
かったと思っている。

もちろんお金がある人しか通えないように
なっているところなど、いろんな問題があるの
はその通りだと思う。

しかし、法科大学院が司法試験予備校にな
っている、という批判に対しては、そうじゃ
ない法科大学院もある、と伝えたい。仮にそ
ういう学校があるとしても、そこに集う教授、
学生から学ぶことはたくさんある。「法科大学
院に集まる人たち」に、法科大学院が存在す
る意義があると思う。

なにせよ、法科大学院に通ってよかった
と思っている物好きな弁護士もいるんだとい
うことは、青法協の皆様にお伝えしたい。

シリーズ
憲法を知るための
12冊

つぐお
今村嗣夫著『マイノリティの人権を護る』

—靖国訴訟・指紋押なつ拒否訴訟・
BC級戦犯者訴訟を中心として



あいち 北村 栄

『マイノリティの人権を護る』
二〇一九年一〇月発行
著者…今村嗣夫
出版社…明石書店
定価…二五〇〇円＋税
四六判 二〇〇頁

*百選でおなじみ

青法協の大先輩、今年で八八歳になられる今村嗣夫先生(二〇期)が、弁護士人生五〇年の集大成の本を出された。今村先生の名前を知らない人でも、「津地鎮祭訴訟」「自衛官合祀訴訟」を知らない人はいないだろう。その弁護士団の中心的役割を担った弁護士である。

*強い願いから発した集大成の本

これまでも何冊もの著書を出されていたが、今回の出版は弁護士人生の集大成の意味もあろうが、まさにタイトルの通り、近時「少数者の人権がないがしろにされている」ことへの怒りと、「この国に多数決でも奪うことのない『少数者の人権』を確立し、この国の民主主義を確かなもの

にした」との強い願いからである。まさに、青法のルーツと言っても良い。

*今村先生との出会い

まず、本の紹介の前に、今村先生との出会いを語らせて頂きたい。私が法廷に立つ弁護士を初めて見たのが今村先生であった。私の長い司試浪人中に私のルーツの大本教の裁判の代理人をされていたのが先生で、私も途中から報告集会で前座をさせて頂き、何年か後に法務省で最終合格発表を見てすぐに先生に会いにいきステキをご馳走になった。私が大尊敬する方である。

*本の内容

今回の著書は、目次でわかるように、まさに先生の弁護士活動の集大成である。

「目次」I 弁護士のころ(エピソード)、II 少数者の人権—中学生と考える多数決主義の限界(自治会と神社・マンシヨンの日の丸)、III 最高裁と神々(津地鎮祭違憲訴訟)、IV 靖国訴訟(愛媛玉串料違憲訴訟)、V こわされた小さな願い(自衛官「合祀」拒否訴訟)、VI 赤い手袋の少女(指紋押なつ拒否訴訟)、VII カンナの花—高校生と語る戦後補償・人権(韓国・朝鮮人BC級戦犯者の国家補償請求訴訟)、VIII 『わたくしたちの憲法』を読む(「日本」という国)

*「少数者の人権」への深い思い

この中で、全編を貫いているのが、「少数者の人権」に対する深い思いである。

今でこそ、我々は「少数者の人権」こそ護られるべきだと声高に叫んでいるが、実は「少数者の人

権」の主張が始まったのが、一九七〇年に津地鎮祭控訴審の最終準備書面の「マイノリティの人権」という小見出しからだとのこと。当時、多数決で事柄が決まって行く社会で「少数者の人権」との大見出しをつけることははばかられたとのことである。

まさに、先生は「少数者の人権」の開拓者であった。そのような、開拓者の苦労や努力の実践が生き生きとこの本では語られている。特に、個別の記述では、自衛官合祀訴訟の大法廷での「人権感覚」の弁論、指紋押なつ拒否訴訟の少女の言葉と家裁の通知書の内容、BC級戦犯者訴訟のチョウ・ムンサン氏の遺書の言葉に胸を打たれた。

*子どもや若い人のために

次に、この本に通底しているのが、我々の目標ともまさに重なるが、若者、後継者に対する大きな愛情と期待である。これまでの本もそうだが、この本も中高生も読めるよう、平易な言葉で書かれている。それもそのはずで、先生は中高生の憲法についての授業を良く引き受けられているようである(見習いたい)、この本でも自衛官合祀訴訟、BC級戦犯者訴訟など理解自体が難しい事件を中高生にわかりやすく話をされている。その引用が多数あり、この本を非常にわかりやすいものになっている。

*二勝一敗で勝ち越しておる

さらに、私がとても先生に親しみを感じるのには、ざつとばらんで、「まあ、またがんばろうや」という大らかな人柄である。私もこの本をめぐる度に慰められている。

先生は、一〇年以上の、また最高裁ではひっくり返されるような困難な事件をやり続けた方で、鬼瓦のような頑固そうなお顔(失礼!)をされている(笑顔は優しい)ため、厳しい方だと二見見られるが、全く逆である。

自衛官合祀訴訟で、一、二審で勝訴したのに最高裁で逆転敗訴したときのエピソードが私は大好きである。「報告集会で二勝一敗で勝ち越しておると胸を張った。会場からどつと笑いと拍手が沸いたが、翌日熱心な支援者から抗議の電話が来た。最高裁で負けたことをもつと深刻に受け止めなくて良いのか。日本の精神的風土を变革しようとするわれわれの運動は、息長く続けねばなるまい。人の考えを変えてもらうには時間がかかる、肩の力を抜いて、むしろ楽しみながらやろうや、と弁解にこれつとめた」。

実際に、一九七七年の津地鎮祭大法廷の十対五の住民側逆転敗訴の「合憲」判決の「苦い乾杯」からおおよそ二〇年後に、愛媛玉串料訴訟では逆転して十三対二で住民側逆転勝訴の「違憲」判決とな

ったのである。「人権の歴史は、多少のジグザグがあっても、必ず前進することを確信したい」との先生の言葉は、これ以上ない説得力を持ち、我々に勇気を与えてくれる。

*虹の根元

本の最後を締めくくるエピソードで、二つの憲法訴訟、最高裁大法廷で逆転敗訴したとき、「憲法はもう歯止めにならないのではないか、憲法は理想に過ぎないのか」という声が聞かれたとき、先生は串田孫一の農村青年と出会うという。

「野で働いていて虹が立つと、馬に飛び乗り虹の根元を見に行くんだと言ひ残してすつ飛んで行ってしまふ。虹の根元が地上にないことくらいわかってる。つまり、馬に乗っていくということが、いかに無駄な努力であるかを知っていて、それでも野を駆けてゆくのだ。私もこの串田孫一の農村青年の話がこのうえなく好きで、ときどき学習会のあとの飲み会などで若い人たちに話すこともある。」

最後に、リルケが好きで、詩人でもある先生の詩を紹介して締めくくりとしたい。

「闘争」

弱虫で強がりな虎が

曲がりくねったデモクラシーの道を

うなだれていくよ
今日も破れたけど
見ててごらん
また闘うよ

*先生を呼ぼう、会いに行こう！

この本も、今村先生も、青法協の「宝物」であると思う。三年前の人権研究交流集会、昨年のある

いち支部の六〇周年記念講演にも呼びましたが、ぜひ若手には先生が元気なうちに直接会って、話を聴き、交流をして頂きたい。先生は新宿御苑前

安倍首相主催「桜を見る会」問題と背任罪での告発状提出

兵庫県 上脇 博之

(神戸学院大学法学部教授)

■「桜を見る会」開催要領」の

「招待範囲」

サンフランシスコ講和条約は一九五二年四月二十八日に発効し、連合国による日本占領は終わった。同年、吉田茂氏は内閣総理大臣主催として「桜を見る会」を開催し、その後、ほぼ毎年開催されてきた。

二〇一九年一〇月一五日の安倍晋三内閣閣議決定によると、「桜を見る会」の目的は「内閣総理大臣が各界において功績、功労のあった方々を招き、

日頃の御苦勞を慰勞するとともに、親しく懇談する内閣の公的行事として開催しているもの」と従来通りの説明がなされた。内閣の公的行事なので、招待者(客)の参加費や新宿御苑の入園料(五〇〇円)は無料で、かつ招待者に振舞われる、た

る酒その他のアルコール、オードブルやお菓子、お土産の経費はすべて公金から拠出されてきた。

二〇一五年「桜を見る会」開催要領」は、「招待範囲」を次のように明記し、招待者を限定していた。

「皇族、元皇族、各国大使等、衆・参両院議長

及び副議長、最高裁判所長官、国務大臣、副大臣及び大臣政務官、国会議員、認証官、事務次官等及び局長等の一部、都道府県の知事及び議会の議長等の一部、その他各界の代表者等」。

■予算額を超えて実際の支出は膨張

しかし、二〇一二年末に第二次安倍政権が誕生して以降、「桜を見る会」の公費支出額は増え続けた。二〇一九年五月一三日の衆議院決算行政監視委員会で日本共産党の宮本徹議員は、二〇一三年と二〇一九年の契約額を比べると、飲食物

提供業務は九七二万円から二九二万円へ、会場等設営業務は七三四万円から一八二四万円へと二倍超に膨らんでいると指摘。同会の総経費について、内閣府の井野靖久大臣官房長は、二〇二三（二〇一九年度）の予算額は各年度一七六六万六〇〇〇円である一方、支出額は二〇一四年に三〇〇五万円、二〇一八年には五二二九万円へ増加したと答弁した（より正確な数字は後掲の一覧表を参照）。

二〇一九年は予算の三倍の五五二八万七〇〇〇円。二〇二〇年は、膨れ上がった参加者数（後述）に合わせる形で予算額を膨張させ五七二八万八〇〇〇円（概算要求額）とした。だが、国民の批判を受け、これ以上の追及を回避するために、安倍首相らは同年の「桜を見る会」の開催を中止した。

■支出額の増額の原因は招待者数の増大

では、前述の飲食関係費用だけではなく「桜を見る会」全体における実際の支出が予算額の三倍に増えた原因は、何なのか？

第二次安倍政権下の「『桜を見る会』開催要領」の「招待範囲」に明記された招待者数は「約一万人」と明記されていたが、招待者数は増え続け二〇一九年には二万五四〇〇人（実際の参加者数は一万八二〇〇人）だったからだ。

菅義偉官房長官は二〇一九年二月三日の記者会見で内閣官房や内閣府から政府・与党幹部や各省庁に招待者を推薦するよう依頼していたことのほか、首相官邸については「首相、副総理、官房長官、官房副長官に対して推薦依頼を行った」と明らかにした。

■第二次安倍政権後の急増した「与党議員の事実上の招待枠」

第二次安倍政権では「与党議員の推薦枠」の実態は「地元的支持者も多数招かれている」し、安倍首相の妻・昭恵氏の推薦枠もあり、その結果として、その「枠」が雪崩を打ったように膨張して行ったのである。

なかでも、「安倍晋三後援会」が推薦し招待された人数は八五〇名余りもいた。安倍事務所が後援会員らに送付した「参加申し込み」には、家族や知人、友人が参加する場合（用紙を）コピーしてご利用ください」と明記されていたので、推薦者・招待者の人数が膨れ上がった。この「推薦枠」は事実上の「招待枠」になっていた。

以上の安倍事務所突出した招待とは別に、安倍首相は二〇一八年の自民党総裁選や二〇一九年の参議院通常選挙のために、通常招待されない地方議員らも招待していたことが判明している。予算の枠も、「開催要領」の「招待範囲」による限

2014年以降の「桜を見る会」の予算額、支出額、予算超過額

年月日	予算額	実際の公費 支出額	予算超過額(国の 財産上の損害額)	予算超過額 (時効を考慮)
2014年4月12日	1766.6万円	3005.3万円	1238.7万円	時効
2015年4月18日	1766.6万円	3841.7万円	2075.1万円	2075.1万円
2016年4月9日	1766.6万円	4639.1万円	2872.5万円	2872.5万円
2017年4月15日	1766.6万円	4725.0万円	2958.4万円	2958.4万円
2018年4月21日	1766.6万円	5229.0万円	3462.4万円	3462.4万円
2019年4月13日	1766.6万円	5518.7万円	3752.1万円	3752.1万円
合計			1億6360.2万円	1億5121.5万円

定も、「招待者約二万人」も、すべて無視されたのだ。

■ 刑法の背任罪（第二四七条）で告発状を提出

「桜を見る会」は安倍首相の主催なので、安倍首相は、そのための予算一七六六万六〇〇〇円の枠内で、その「開催要領」の「招待範囲」を遵守し、適正にその業務を遂行する任務を負っていた。しかし、安倍首相は、その任務に違背し、「開催要領」の「招待範囲」を超える人物らを招待したため、予算を超えて支出がなされ、国に財産上の損害を与えた。予算超過額は二〇一四年から二〇一九年までを総計すると一億六三六〇万二〇〇〇円で、それが国の損害額になる（二〇一三年も予算超過があればその分国の損害額は増える）。安倍首相は、この点で、「背任罪」（刑法第二四七条）に問われるべきだ。ただし、二〇一四年は公訴時効になっているので、二〇一五年から二〇一九年までの予算超過額（国の損害額）は一億五二二万五〇〇〇円になる。

そこで、私を含む全国の研究者三名（代理人弁護士は五一名）は、一月二四日、安倍首相を背任罪で東京地方検察庁に刑事告発するために、私（上脇）と代理人弁護士三名（阪口徳雄、澤藤統一郎、児玉勇二）は告発状を東京地検に提出した。

法律家団体共同の取り組み

「桜を見る会」を追及する法律家の会が結成されました

青法協弁学合同部会事務局長 田村 優介

昨年の臨時国会以来、安倍首相が主催してきた「桜を見る会」の問題が、国政上の大きな関心事となっており、今通常国会では連日にわたって安倍首相や官邸の「嘘」や「ごまかし」が暴露されています。

こうした中、自由法曹団から、安倍首相主催による「桜を見る会」に関して、法律的な問題点を明らかにして追及するための法律家の共同行動を進めようとの提起がありました。こうした提起を受け止めて、日本民主法律家協会とも連携を図ることとし、当面、法律家三団体で共同行動を進めていくことを確認しました。

すでに、宮城の小野寺義像弁護士は、「桜を見る会」を追及する宮城の会」を立ち上げて署名運動を始められています。長野では毛利正道弁護士が同じように市民団体を立ち上げています。さらに安倍

首相に対する背任罪での刑事告発もなされています（本紙三頁参照）。

野党も昨年から追及チームを作っております。

法律家団体としての具体的な行動としては、以下の三つが考えられます。

- 1 各地の運動の報告と交流、さらには「追及する会」の結成呼びかけ
- 2 法的側面での分析、検討
- 3 野党追及チームとの連携と支援

そして、これらの活動のスタートにあたって、本年二月二〇日に「桜を見る会」を追及する法律家の会」を参議院議員会館にて行いました。今後、全国規模の運動を広げ、安倍首相の法的責任を徹底して追及していきます。会員のみならず、法律家の会への参加を呼びかけます。

『桜を見る会』を追及する法律家の会」結成の 呼びかけ人就任のお願い

安倍晋三総理大臣による国政私物化、国民財産私物化に憤っている皆さん。

昨年の臨時国会以来、安倍総理が主催してきた「桜を見る会」の問題が、国政上の一大焦点となっています。とりわけこの問題は、安倍総理が、国の主催する「桜を見る会」を、自らの支援者に向けて権勢を示し、さらに今後の政治的地位を固めるため私的に利用したという意味で、政治的・道義的責任が問われているとともに、公職選挙法や政治資金規正法、公文書管理法等々の法律に抵触する違法な行為として、法的責任も問われるべき問題です。

ところが、通常国会の論戦において安倍総理は、野党による「桜を見る会」とその前夜祭の追及に対し、客観的な書類の公表を拒否するなど、納得のゆく説明を尽くそうとせず、ひたすら逃げ切りをはかろうとしており、違法行為の疑惑はますます深まるばかりです。

私たちは法の支配のもとに生きる法律家として、一国の総理の違法行為疑惑を目の前にしながら、ただ座して見ているわけにはゆきません。いまこそ、私たち法律家が

率先して、「桜を見る会」の真相を解明し、安倍総理の法的責任を追及するときではないでしょうか。

そこで今般、私たちは、「『桜を見る会』を追及する法律家の会」（仮称）を結成しすでに全国で取り組みを進めている人たちや団体と相互に協力し合い、野党の対策チームとも連携して、安倍総理の法的責任を追及する、全国規模の運動を立ち上げようと考えました。

皆様におかれましては、ぜひ当会の設立について呼びかけ人となっていただき、当会が予定する集会への参加等の活動にご協力いただけますよう、お願いする次第です。

ぜひ多くの方々にご参加くださいますようお願いいたします。

連絡先：弁護士 泉澤 章（東京合同法律事務所）
TEL 03-3586-3651 FAX 03-3505-3976

▶呼びかけ人への賛同受付アドレス

bengaku@seihokyo.jp

簡単な肩書（〈弁護士・東京〉〈〇〇大学教授〉など）、連絡先もお願いします。

青年法律家協会 創立50周年記念

『平和と人権の時代』を拓く^{ひら}

青年法律家協会弁護士学者合同部会〔編〕

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな影響を与えている。50周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗した実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中 A5判 定価2835円(税込) ISBN 4-535-51415-1

 日本評論社
<http://www.nippon.co.jp/>



シンクロシティ の謎

～焦点を合わせると
現れる不思議～

二〇〇七年の名古屋での人権研究交流集
会から「裁判必勝法」という分科会を四回企
画し続けています(二〇二二年の福岡でもや
ります)。困難な事件だがどうしても勝たね
ばならない裁判にどうしたら勝てるのか、を
追求する企画で、その成果を上げたベテラン
会員や裁判官から深いお話を聴く人気企
画です。

私のライフワークとする、先人の職業的な
知恵(ディープナレッジ)を若手に伝えるも
のですが、それをずっとやっていると気づく
ことがあります。その先人のお話の中に、た
またまとか、幸運にもとか、ひょんなことか
ら、必要な証人(関係者)や情報に出会った
りするという話がよく出るので。昨年、自
衛官合祀訴訟の今村嗣夫先生のお話の中
でも、重要論点「隊友会と自衛隊との一体性」

の立証に困っていたとき、あるときそれを示
す資料が机の上に置かれていたということを知
りました。

実は、私自身も登録七年目の時に、勝て
るとは思えない集団消費者事件が来てしま
い、対応に困りましたが、不思議な経緯か
ら、とても重要な人物や情報と出会うこと
が出来、勝訴的和解で解決することが出来
ました。

紙面上詳しくは書けませんが、奇跡的な
出来事がいくつも起こったのです。それがき
つかけで勝てると思えない事件にほぼ勝って
しまいました。では、それはどうして起きた
のか。それは、難しい事件で手探り状態でし
たが、この事件に正対し、その時に出来るこ
と、考えついたことをしっかりとやり遂げた
ということなのです。

例えば、当時一年目の弁護士と二人でやっ
ていて、判例を調べ類似訴訟をされた三重の
弁護士に彼が一度聞きに行つたのですが、自
分も直接聞きに行きたいという思いがふと生
じ、同じ弁護士に再度私も聞きに行きまし
た。その時にあり得ない偶然が起き、その日
に同時にその事件の裁判官にも会い、重要

な話を聴くことが出来たのです。

このようなことを「偶然の一致」「シンクロニ
シティ」というのでしょうか。ある人のことを
ふと思つたときに、道でばったり出会ったり、
電話やメールが来るといふものが典型です。
みなさんの多くも体験されているでしょう。
それはどうして起きるのでしょうか。まだ科
学的には十分解明はされていませんが、心を
込めて目の前のことをやり続ければ起きるよ
うです。それを体験すれば、弁護士の仕事の
やりがいを、いやそれ以上に、人生というも
のは何が起きるかわからない、不思議で、楽
しいものだと思感できるでしょう。

(青法協弁学会同部会議長 北村 栄)

〈お知らせ〉

機関紙「青年法律家」一月号一八頁に、映
画上映会(日本民主法律家協会との共催・
二月二五日)の案内を掲載しましたが、その
後、司法研究交流集会(二月二四日)のプレ
企画として自由法曹団も含め三団体共催で
行うことが決まりました。この場を借りて
修正・報告いたします。

宮崎で会いましょう！

青法協弁済合同部会は、後記の要領で第四回拡大常任委員会（春の全国ミーティング・宮崎）を行います。特に七二期の新人は初めての常任委員会となるため、お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記

■ 日 時 二〇二〇年三月六日（金）一三時～七日（土）二二時半（予定）

■ 場 所 宮崎市内

■ 特別講演 「三・一一から九年の今、青法協会員としてなすべきことは何か」

講師：早川篤雄さん（避難者訴訟原告団長）

笹山尚人会員（東京支部・福島原発被害弁済団事務局長）

■ 特別報告 「事実を争う裁判員裁判にどう取り組むか」立証困難な囑託殺人事件を経験して」

報告：吉川健司会員（北陸支部・福井県弁済士会会長）

■ 地元企画 「コンビニ店長の労働者性について」

報告：宮崎市内の現役のコンビニ店長・西田隆二会員

今後の日程

【常任委員会（全国ミーティング）】

*第4回（春）

2020年3月 6日（金）～ 7日（土）
宮 崎

【第51回定時総会】

2020年6月27日（土）～28日（日）
宮城県

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

3月11日（水）10時半～ 青法協本部

【修習生委員会】

3月18日（水）11時～ 青法協本部

【広報委員会】

3月24日（火）18時～ 青法協本部

第17回人権研究交流集会
（アクロス福岡）

2021年3月20日（土）午後 分科会
3月21日（日）午前 全体会

編集後記

▼月に一度の編集会議、毎号の表紙写真の準備、校正紙のチェック、一日で済ますようになった近年の夏合宿、それに暑気払いと忘年会、そんなところが私のこの四〇年間の広報委員としてのルーティンな活動。ところで、考えてみると我が広報委員会メンバーの高齢化は実はとても深刻で、文字通りの「青年法律家」は女性弁済士のふたりだけ。▼揃いも揃って能天気な我が広報委員は同じ顔触れでこの二〇三〇年”政権交代”もせずにやってきた。これほどの”長期政権”は我が青法協の数ある委員会の中で驚異のガラパゴス的存在だろう。▼そのためか、我が広報委員会の自由闊達な気分のせいもあり、ときに編集方針がゆるやか過ぎ、「筆禍」で会内に波風を立てたこともあったが、かつて悩みの種だった大幅な発行遅延は見事に解消した。▼偕で、又この一年も『青年法律家』をライバル紙に負けない内容と表紙写真を提供したいが、最近はお親御さんの警戒心が強く世界の子どもの写真を撮るのは結構難しい。街に氾濫する自撮りやスマホの普及で私自身の写欲もフィルム時代に比べると相当落ちたせいもあるのだが。

（宮本 智）